



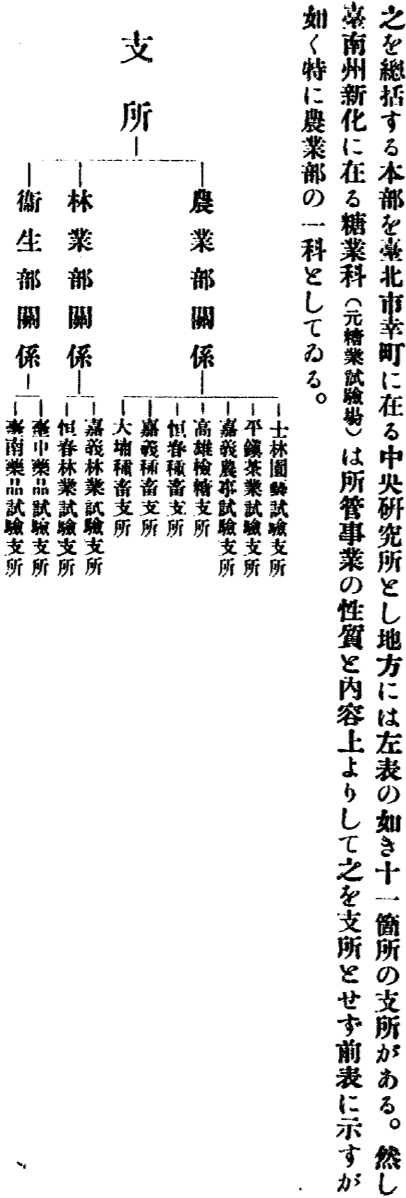
# 臺灣總督府中央研究所梗概

## 一、中央研究所創置の由來

熱帯地に於ける領土經營に就きては生物學的研究に重きを置くを要すとの見地に基き總督府は明治四十年度より五箇年の繼續として五十五萬圓の新營費を支出し廳舎の築成を俟つて四十二年三月一獨立機關たる研究所を設置した。然し當時の研究は唯分けて化學部、衛生學部の二とし之に專賣局檢定課の事務の一部を併せたに過ぎなかつたが後次第に擴張して大正五年十二月には化學部、衛生學部、醸造學部、動物學部及庶務部の五部となし同七年には更に殖産局附屬の檢糖所をも合するに至つたのである。而して之と相前後して總督府は本島産業上の研究調査機關として農事試驗場、糖業試驗場、茶樹栽培試驗場、園藝試驗場、種畜場、林業試驗場を設け各々の専門の試験研究に従事せしめた。然しかる獨立した機關なるが故に其間組織的連絡が無く、爲めに基本調査上一を缺くの不便は尠くない、之を避けんが爲めに大正十年八月二日勅令第三六二號を以つて前記の諸機關が統一され本所の設立を見たのである。

## 二、本所の組織

本所の事業は一、農業、糖業、林業、工業、其他の産業及衛生に關する研究、調査、試験、分析、鑑定、講習及講話、二、種苗、種畜、細菌學的豫防治療品其他研究調査又は試験の結果に因る物料等の育成、製造、配布又は貸付等であつて其目的達成の爲めに左表の如く農業部、林業部、工業部、衛生部、庶務課の四部一課に別けてゐる。



## 三、各部の概況と事業の綱目

分課は以上記した通りであるが、所長は總務長官之に當り部長、科長は技師、課長は事務官を以て之に充て支所には支所長又は主任を置き技術官を以て之に充てゝゐる。而して各官の定員は各分課を通じて事務官一名、技師三十三名、屬十六名、技手六十三名であつて各々部又は課に屬しそれ々分掌の事務を擔當してゐる。次に部課の狀況を概説する。

(一) 農業部 當部は臺北市の南端富田町に在り明治卅六年十一月總督府農事試驗場として創立され中央研究所設立の際明治卅五年創立せられた糖業試驗場及研究所動物學部を合して其一部を成し之が六

科に分れてゐる事は前述の通りである。職員は關係各支所を合して技師十六名(内兼任技師三十三名、内兼名)を有し部長以外は科又は支所に屬す。各科の分掌は次の通りである。(本文中の兼任は他官より、兼務は本所内に於ける者を云ふ以下同じ)

種藝科 技師 二名 技手 四名

衛生部

庶務課

之を總括する本部を臺北市幸町に在る中央研究所とし地方には左表の如き十一箇所の支所がある。然し臺南州新化に在る糖業科(元糖業試驗場)は所管事業の性質と内容上よりして之を支所とせず前表に示すが如く特に農業部の一科としてゐる。

支所



三、各部の概況と專業の綱目

分課は以上記した通りであるが、所長は總務長官之に當り部長、科長は技師、課長は事務官を以て之に充て支所には支所長又は主任を置き技術官を以て之に充てゝゐる。而して各官の定員は各分課を通じて事務官一名、技師三十三名、屬十六名、技手六十三名であつて各々部又は課に屬しそれら分掌の事務を擔當してゐる。次に部課の状況を概説する。

(一) 農業部 當部は臺北市の南端富田町に在り明治卅六年十一月總督府農事試驗場として創立され中央研究所設立の際明治卅五年創立せられた糖業試驗場及研究所動物學部を合して其一部を成し之が六

科に分れてゐる事は前述の通りである。職員は關係各支所を合して技師十六名(内兼任)技師三十三名(内兼任)を有し部長以外は科又は支所に屬す。各科の分掌は次の通りである。(本文中の兼任は他官より者、兼務は本所内に於ける者を云ふ以下同じ)

- 種畜科 技師 二名 技手 四名
  - 一 農作物に關する試驗研究
  - 二 農具に關する試驗調査
  - 三 品種の改良及育成に關する試驗研究
  - 四 種畜の鑑定及配布
- 農藝化學科 技師 三名(内兼任) 技手 五名(内兼任)
  - 一 土壤及肥料に關する試驗調査
  - 二 農作物及農産物の化學的研究
  - 三 農産物製造及貯藏に關する試驗研究
  - 四 農業上に關係ある物料の分析並鑑定
- 糖業科 技師 三名(内兼任) 技手 八名(内兼任)
  - 一 甘蔗及輪作物に關する試驗研究
  - 二 製糖及副産物利用に關する試驗研究
  - 三 甘蔗品種の改良及育成に關する試験
- 植物病理科 技師 一名 技手 四名(内兼任)
  - 一 植物病害及有益菌に關する試験調査
  - 二 農業微生物に關する調査研究
  - 三 植物病害の防除用藥品及器械に關する試験調査
- 應用動物科 技師 二名(内兼任) 技手 二名
  - 一 害虫及益蟲に關する試験研究
  - 二 有用動物或有害動物に關する調査研究
  - 三 害虫有害動物の防除用藥品及器械に關する試験調査
- 畜産科 技師 二名(内兼任) 技手 二名(内兼任)
  - 一 家畜及家禽に關する試験研究
  - 二 畜産物の製造に關する試験研究
  - 三 家畜飼料に關する試験研究
  - 四 種畜、種禽及種卵の改良育成及配布

關係支所

士林園藝試驗支所 技師 一名  
臺北州七星郡士林庄(臺北市を距る)に在り元殖産局園藝試驗場の改稱であつて明治四十一年一月の創立にかゝる。園藝諸般の試験、調査を爲すが就中柑橘類に關する、試験、調査を主要事業とし其種苗の改良、育成、配布に力を注いで居る。

平鏡茶業試驗支所 技師 二名(内兼任) 技手 一名  
新竹州中壠郡楊梅庄に在り元殖産局茶樹栽培試驗場の改稱であつて明治四十三年の創設にかゝる。専ら茶樹製茶に關する試験、調査と種苗の改良、育成、配布の事務を分掌してゐる。

嘉義農事試驗支所 技師 二名(内兼任) 技手 二名  
臺南州嘉義郡嘉義街山仔頂に在り大正七年七月設置された農事試驗場支場と園藝試驗場支場とを併合したものであつて熱帯農作物及熱帯果樹に關する試験、調査並其種苗の改良、育成、配布を爲す。

高雄檢糖支所 技師 一名 技手 三名  
高雄州高雄市に在り明治四十五年殖産局檢糖所として創設せられ大正七年研究所に併合更に中央研究所の一支所となつたのである。而して砂糖、肥料、其他砂糖に關係ある物料の分析、檢定、試験並砂糖に關係ある光學器械類の檢定を行つてゐる。

恒春種畜支所 技手 二名  
本島の極南高雄州恒春郡恒春庄鷺鑾鼻に在り用地千三十七町歩餘を有す。明治三十八年恒春廳に於て創設せられ後同四十二年殖産局の所管となり更に本所の支所となりて畜産に關する試験、調査、種畜の改良就中印度牛を用ひて本島在來牛畜の改良を圖り其の蕃殖、育成、貸付を爲し又綿羊、山羊、馬等に關する試験、研究及飼料に關する試験、調査等を行つてゐる。

嘉義種畜支所 技手 一名  
臺南州嘉義郡嘉義街紅毛埕に在り。其の目的は前者と同じだが就中乳用牛「シンド」種の改良、蕃殖、育成、貸付等を爲してゐる。本支所の前身は殖産局種畜場嘉義支場(大正八年十月設立)であつて其の所屬用地は百七十九町餘あり。

大埔種畜支所 技手 一名(兼務)  
臺南州嘉義郡大埔庄に在り。三千九百三十三町五段餘歩の土地を有し其の目的とする所は前二者と同じだが就中本島在來水牛の改良、蕃殖、育成に主力を盡してゐる。前身は種畜場後大埔支場(大正七年九月設立)である。

(二) 林業部 本部は臺北市南門町に在り其の前身は明治四十四年の創立に係る林業試驗場で中央研

究所の設立と共に其の一部を成し林業に關する調査研究の首腦機關である。其構内試験地は植物園であつて總面積五萬二千三百八十七坪ある。本園は一般植樹の奨励と植物研究の資料に供せられ其蒐集した植物は千數百種に達してゐる。

本部の事業は大體三つに分ける。即ち殖育試験、利用試験及植物調査で、殖育試験は有用植物の種子、種苗及造林の試験及調査で利用試験は林産利用、特に木材の物理試験、木材の工藝的性質の研究である。植物調査は本島産植物の分類及分布の調査を爲しその貯藏腊葉標本數は凡そ三萬に達してゐる。

臺中州新高郡連華池には本部所屬の藥用植物栽培試驗地(面積約四百四町歩)があり、内外の香料及藥用植物の試験並有用樹木の造林試験を行ふ。職員は技師三名(内兼任一名)技手五名あり之を左の關係二箇所の支所にも分遣してゐる。

嘉義林業試驗支所 技師一名 技手一名

本支所は臺南州嘉義郡嘉義街山仔頂に在り明治四十二年十月護謨樹の試植地として設立せられたるに始り同四十四年林業試驗場嘉義支場となるや廣く各種の有用植物を試植すると共に苗圃を設けて試験並配付を行つた、地積は埤子頭に在る試驗地を合して約十六町歩あり主として護謨「ダールベルギア」ツツ「チーク」等熱帯有用樹木の殖育試験を爲してゐる尙別に嘉義郡中埔庄に移植試驗地千六百二十一町歩餘があつて「ダールベルギア」ツツ「チーク」鋸刀木、錫蘭肉桂其他有用植物の造林試験を行つてゐる。

恒春林業試驗支所 技師一名(兼務)

高雄州恒春郡恒春庄にあり種畜支所を距る事約二十町北方に位置し面積五百七十町歩餘、遠く明治三十年中熱帯植物殖育場として創設されたものであつて附近一帶が熱帯特有の景觀を呈する一仙境である。主として相思樹、木麻黃及「ラウクス」等の栽培試験を行つてゐる。

(三)工業部 當部は衛生部及庶務課と共に臺北市幸町の元研究所内に在る敷地面積七千五百八十六坪建物坪數三千九百二坪は其の總面積である。當部の起原は前述の如く明治四十二年中總督府研究所の創設された時專賣局檢定課の事務を引継ぎ更に其内容を擴張し殖産上の試験、研究、調査と醫藥藥品の検査も行ひ來つた同所の化學部が其濫觴である。爾來研究所は次第に事務を擴張し醸造學部を新設し

醸造化學並食品化學等の試験、研究を爲したが中央研究所の設立に當りこの化學部と醸造學部とが當部を成し之を三科に分けてある事は前表の通りである。職員は技師十名(内兼任二名)技手二十名(内兼任三名)あり部長の外は左の通各科に分屬してゐる。各科の分掌は次の通りである。

化學工業科 技師三名 技手十一名

一 化學工業に關する試験研究  
二 工業に關する物料の試験、分析及鑑定  
三 醸造物の試験、分析及鑑定  
四 其他工業に關する試験研究

電氣化學科 技師一名 技手二名

一 電氣化學に關する試験研究  
二 工業に關する物料の試験、分析及鑑定  
三 醸造物の試験、分析及鑑定  
四 其他工業に關する試験研究

醸造科 技師四名(内兼任一名) 技手七名(内兼任二名)

一 醸造及醱酵菌類に關する試験研究  
二 醸造及醱酵の化學に關する試験研究  
三 酒類酒精及其材料品の分析試験に關する事項  
四 其他醸造に關する試験研究

(四)衛生部 當部が元研究所内に在る事は前記の通りである。中央研究所新設の際元研究所の衛生學部を骨子とし化學部所管であつた醫藥藥品の試験事務と醸造學部所管であつた食品化學の業務を合して當部を構成したのであるその分掌は

一 細菌及原生動物學に關する試験研究  
二 傳染病及寄生蟲病の病原、病理、豫防法及治療法に關する試験研究  
三 熱帯衛生に關する試験研究  
四 實驗的病理學及治療學に關する試験研究  
五 衛生化學に關する試験研究  
六 血清、痘苗及細菌學的豫防治療品等の製造  
七 醫藥用藥品の検査  
八 其他衛生に關する試験研究

等である職員は技師十一名(内兼任六名)技手十四名(内兼任四名)中關係支所に屬してゐるものは次の通りである。

臺中藥品試驗支所 技師一名(兼任) 技手一名(兼任)

臺南藥品試驗支所 技師一名(兼任) 技手三名(内兼任一名)

臺南州臺南市に在りその前身は研究所臺南分室であつて本島中部地方の醫藥藥品の検査を行つてゐる

(五)庶務課 事務官一名 屬 十七名(内兼任一名)

工業、衛生兩部と共に臺北市幸町(元研究所内)に在り

一 職員の進退及身分に關する事項  
二 機密、官印及文書に關する事項  
三 圖書、器具、機械の保管に關する事項  
四 會計及統計に關する事項  
五 部の生管に關する事項

の外は左の通各科に分属してゐる。各科の分掌は次の通りである。

**化學工業科** 技師 三名  
 一 化學工業に關する試験研究  
 二 工業に關する物料の試験、分析及鑑定  
 三 礦産物の試験、分析及鑑定  
 四 其他工業に關する試験研究

**電氣化學科** 技師 一名  
 一 電氣化學に關する試験研究

**醸造科** 技師 四名(内兼任一名) 技手 七名(内兼任二名)  
 一 醸造及醱酵菌類に關する試験研究  
 二 醸造及醱酵の化學に關する試験研究  
 三 酒類酒精及其材料品の分析試験に關する事項  
 四 其他醸造に關する試験研究

**衛生部** 當部が元研究所内に在る事は前記の通である中央研究所新設の際元研究所の衛生學部を骨子とし化學部所管であつた醫療藥品の試験事務と醸造學部所管であつた食品化學の業務を合して當部を構成したのであるその分掌は  
 一 細菌及原生動物學に關する試験研究  
 二 傳染病及寄生蟲病の病原、病理、豫防法及治療法に關する試験研究  
 三 熱帯衛生に關する試験研究  
 四 實驗的病理學及治療學に關する試験研究  
 五 衛生化學に關する試験研究  
 六 血清、痘苗及細菌學的豫防治療品等の製造  
 七 醫療用藥品の検査  
 八 其他衛生に關する試験研究

**臺中藥品試驗支所** 技師 一名(兼任) 技手 一名(兼任)  
 臺中州臺中市に在りその前身は研究所臺中分室であつて本島中部地方に於ける醫療藥品の検査をする

**臺南藥品試驗支所** 技師 一名(兼任) 技手 三名(内兼任一名)  
 臺南州臺南市に在りその前身は研究所臺南分室であつて本島南部地方の醫療藥品の検査を行つてゐる

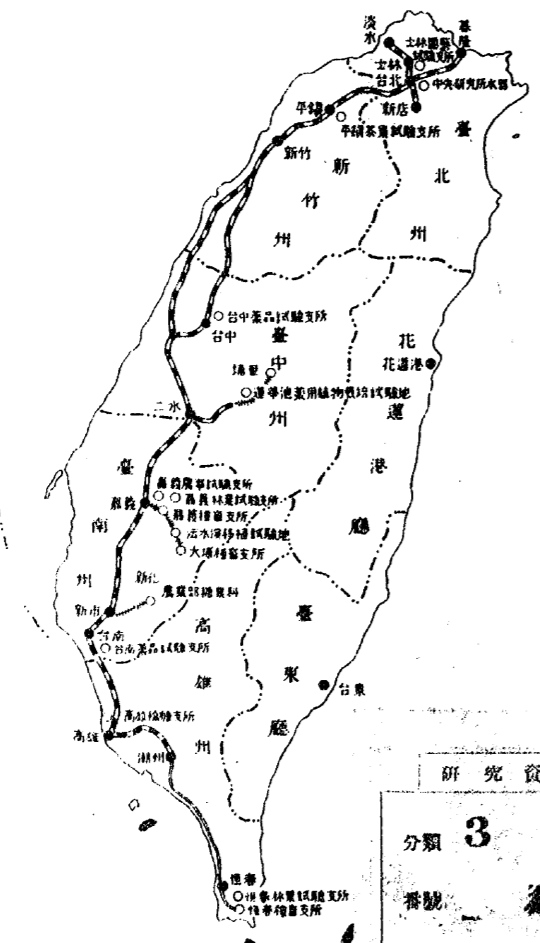
**(五) 庶務課** 事務官 一名 屬 十七名(内兼任一名)  
 工業、衛生兩部と共に臺北市幸町(元研究所内)に在り

一 職員の進退及身分に關する事項  
 二 機密、官印及文書に關する事項  
 三 圖書、器具、機械の保管に關する事項  
 四 會計及統計に關する事項  
 五 部の主管に屬せざる事項  
 五 部を分掌してゐる而して屬官は必要ある部、科又は支所に分遣して前記の事務を擔當してゐる。

**四、評議會**  
 前各項に記したる如く當所の事業は本島の産業上、衛生上に緊密な關係を有するに依り行政各部との連絡を保つ必要があるので評議會が所長の諮詢機關として設けられてゐる。會員は總督府内高等官中から任命されてゐる。

- 五、關係法令**
- 一、臺灣總督府中央研究所官制 (大正十年八月勅令第三六二號改正)
  - 二、臺灣總督府中央研究所事務分掌規程 (大正十年八月勅令第一三九號改正)
  - 三、中央研究所支所名稱及位置 (府令第二二五號)
  - 四、臺灣總督府中央研究所支所事務分掌規程 (大正十年八月勅令第一五九號)
  - 五、臺灣總督府中央研究所評議會規程 (訓令第一四〇號)
  - 六、分析、試驗、検査、檢定、鑑定及藥品小分封緘規則 (大正十一年十月府令第一五八號大)
  - 七、臺灣總督府中央研究所種畜貸付規則 (府令第五九號)
  - 八、臺灣總督府中央研究所血清其他細菌學的豫防治療品賣捌規程 (大正十一年二月告示第二四號大)
  - 九、分析、試驗、検査、檢定、鑑定及藥品小分封緘規則施行細則 (大正十一年十二月告示第一號)

府督總海臺  
**概梗所究研央中**  
 月五年五十五正大



研究資料  
 分類 3 H  
 番號 2  
 大分高商經濟研究所

- 一 職員の進退及身分に関する事項
- 二 機密、官印及文書に関する事項
- 三 圖書、器具、機械の保管に関する事項
- 四 會計及統計に関する事項
- 五 部の主管に屬せざる事項

等を分掌してゐる而して屬官は必要ある部、科又は支所に分遣して前記の事務を擔當してゐる。

#### 四、評 議 會

前各項に記したる如く當所の事業は本島の産業上、衛生上に緊密な關係を有するに依り行政各部との連絡を保つ必要があるので評議會が所長の諮詢機關として設けられてゐる。會員は總督府内高等官中から任命されてゐる。

#### 五、關係法令

- 一、臺灣總督府中央研究所官制 (大正十年八月勅令第三六二號大正十三年十二月勅令第四三六號改正)
- 二、臺灣總督府中央研究所事務分掌規程 (大正十年八月勅令第一三九號大正十三年十二月勅令第一〇五號改正)
- 三、中央研究所支所名稱及位置 (大正十年八月府令第二二五號)
- 四、臺灣總督府中央研究所支所事務分掌規程 (大正十年八月勅令第一五九號)
- 五、臺灣總督府中央研究所評議會規程 (大正十一年七月勅令第一四〇號)
- 六、分析、試驗、検査、檢定、鑑定及藥品小分封緘規則 (大正十一年十月府令第一五八號大正十三年二月府令第一九號改正)
- 七、臺灣總督府中央研究所種畜貸付規則 (大正十一年四月府令第一九號)
- 八、臺灣總督府中央研究所血清其他細菌學的預防治療品賣捌規程 (大正十一年二月告示第二四號大正十二年四月告示第七八號改正)
- 九、分析、試驗、検査、檢定、鑑定及藥品小分封緘規則施行細則 (大正十一年十二月中央研究所告示第一號)